

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〇 保育士試験に係る指定試験機関の指定	一	〇 奈良県収入証紙売りさばき場所の変更の承認	二
〇 奈良県青少年の健全育成に関する条例に基づく青少年に有害な図書類の指定	一	〇 開発行為に関する工事の完了	三
〇 道路の位置指定	二	〇 右 同	四
〇 右 同	二	〇 特定調達契約に係る落札者等の公示	五
〇 右 同	二	〇 公安委員会規則	
〇 右 同	二	〇 奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	六

告示

奈良県告示第八十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の九第一項の規定に基づき次のように指定試験機関を指定したので、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十五条第一号の規定に基づき告示する。

平成十六年四月三十日

一 指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地

社団法人全国保育士養成協議会

奈良県知事 柿 本 善 也

- 東京都千代田区富士見二丁目二番三号東京ルーテルセンタービル二〇三号
- 二 試験事務の範囲
- 試験問題の作成
 - 答案の採点
 - 合否の判定
 - 1から3までに関する必要な事務
- 三 指定をした日
- 平成十六年三月三十日

奈良県告示第八十一号

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号）第二十一条第一項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定する。

平成十六年四月三十日

奈良県知事 柿 本 善 也

指定番号	図書類の種類	図書類の名称	発行年月日	発行所等	指定理由
一	雑誌	恋愛clubシユガ vol. 3	平成十六年五月二十二日	株式会社あおば出版	青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

奈良県告示第八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があった。
平成十六年四月三十日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所（平成十六年三月三日現在の地番による。）
香芝市逢坂四丁目八九七番地ノ一の一部
- 二 申請者氏名 株式会社柴田住建 代表取締役 柴田義信
- 三 申請者住所 香芝市田尻二六二番三号
- 四 道路の幅員 六・二メートル
- 五 道路の延長 九・二六メートル
- 六 指定年月日 平成十六年三月九日
- 七 指定番号 高土第一五一五号

奈良県告示第八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があった。
平成十六年四月三十日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所（平成十六年三月八日現在の地番による。）
大和高田市大字市場六六二番地ノ四の一部
- 二 申請者氏名 大嶋賢一
- 三 申請者住所 三重県桑名市大字下深谷部七四五
- 四 道路の幅員 六・二〇メートル
- 五 道路の延長 三七・三四メートル
- 六 指定年月日 平成十六年三月十一日
- 七 指定番号 高土第一五一一号

奈良県告示第八十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道

路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があった。
平成十六年四月三十日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所（平成十六年三月十二日現在の地番による。）
北葛城郡広陵町馬見中三丁目一番地ノ一
- 二 申請者氏名 都市基盤整備公団 関西支社 支社長 鈴木貴雄
- 三 申請者住所 大阪市城東区森之宮一丁目六番八五号
- 四 道路の幅員 六・二〇メートル
- 五 道路の延長 八六五・七〇メートル
- 六 指定年月日 平成十六年三月十八日
- 七 指定番号 高土第一五一四号

奈良県告示第八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があった。
平成十六年四月三十日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所（平成十六年三月二十四日現在の地番による。）
北葛城郡新庄町大字南道徳八〇番地ノ一の一部
- 二 申請者氏名 株式会社大地不動産 代表取締役 阪口馬左也
- 三 申請者住所 北葛城郡当麻町大字竹内三九三番地
- 四 道路の幅員 五・〇〇メートル
- 五 道路の延長 三三・七三メートル
- 六 指定年月日 平成十六年三月三十一日
- 七 指定番号 高土第一五一六号

奈良県告示第八十六号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六條第一項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。
平成十六年四月三十日

奈良県知事 柿本善也

売りさばき場所を変更した 指定売りさばき人の名称	変更前の売りさばき場所	変更後の売りさばき場所
株式会社南都銀行	生駒市元町一丁目八番三 号 株式会社南都銀行生駒支 店	生駒市北新町一番三号 株式会社南都銀行生駒支店

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年四月三十日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十四年十月四日第七〇一八号

平成十五年二月十日第七〇一八一号

平成十六年二月六日第七〇一八一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月二十一日第六〇一一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年四月二十一日第三八四一号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市新町二四一番地、二四七番地ノ三、二四七番地ノ四、二七三番地ノ一及
び二九二番地ノ一の各一部並びに西田中町二五八番地、二五八番地ノ一、二五九番地
ノ一、二五九番地ノ二、三〇七番地、三〇七番地ノ一、三二〇番地ノ一、三二〇番地
ノ二及び三二〇番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市北郡山町二四八番地ノ四

大和郡山市長 上田清

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市新町二四七番地ノ三、二七三番地ノ一及び二九二番地ノ一の各一
部並びに西田中町二五八番地、三〇七番地、三二〇番地ノ一及び三二〇番地ノ三の各
一部

公園 大和郡山市新町二四七番地ノ三、二四七番地ノ四及び二九二番地ノ一の各一
部並びに西田中町二五八番地、二五九番地ノ一、二五九番地ノ二及び三二〇番地ノ一
の各一部

下水道 大和郡山市新町二四七番地ノ三、二七三番地ノ一及び二九二番地ノ一の各
一部並びに西田中町三二〇番地ノ一の一部
水路 大和郡山市新町二九二番地ノ一の一部

一 許可番号

平成十六年一月十六日第七二一一九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月二十一日第六〇一三三号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字東新堂五三九番地ノ三、五四〇番地ノ三、五四一番地ノ三、五四二番地
ノ三及び五四三番地ノ一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区内幸町二丁目二番地ノ三

太陽石油株式会社 代表取締役 河合園士

一 許可番号

平成十六年三月十八日第七二一一五三三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月二十一日第六〇一一号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年四月二十一日第三八四二二号

三 開発区域に含まれる地域
北葛城郡当麻町大字八川八〇番地ノ三、八〇番地ノ四及び八一番地ノ一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北葛城郡当麻町大字竹内三九三番地
株式会社大地不動産 代表取締役 阪口馬左也

五 公共施設の種類、位置及び区域
道路 北葛城郡当麻町大字八川八〇番地ノ三、八〇番地ノ四及び八一番地ノ一〇の各一部
下水道 北葛城郡当麻町大字八川八〇番地ノ三、八〇番地ノ四及び八一番地ノ一〇の各一部

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。
平成十六年四月三十日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 許可番号
平成十六年一月二十七日高土第一五一八号

二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年三月二十三日高土第六〇〇号

三 開発区域に含まれる地域
御所市大字元町五四番地ノ二二、五四番地ノ二三、五四番地ノ二四及び五四番地ノ二五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
御所市一番地ノ三
御所市長 前川正

一 許可番号
平成十六年一月二十七日高土第一五一六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年三月二十三日高土第五九九号

三 開発区域に含まれる地域
御所市大字元町五四番地ノ七及び五四番地ノ八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
御所市一番地ノ三
御所市長 前川正

一 許可番号
平成十六年一月三十日高土第一五一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月十五日高土第六〇六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年四月十五日高土第二五〇号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市磯壁六丁目四六五番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
橿原市栄和町五一番地ノ二

増春建設株式会社

代表取締役 増春太

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市磯壁六丁目四六五番地ノ一の一部

下水道 香芝市磯壁六丁目四六五番地ノ一の一部

一 許可番号
平成十六年二月十七日高土第一五一九号

二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年三月二十三日高土第六〇一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年三月二十三日高土第二四八号

三 開発区域に含まれる地域
御所市大字元町五四番地ノ一二の一部、五四番地ノ一八、五四番地ノ三六、五五番地ノ五、五五番地ノ六及び五七番地ノ三

一 許可番号
平成十六年二月十七日高土第一五一九号

二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年三月二十三日高土第六〇一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年三月二十三日高土第二四八号

三 開発区域に含まれる地域
御所市大字元町五四番地ノ一二の一部、五四番地ノ一八、五四番地ノ三六、五五番地ノ五、五五番地ノ六及び五七番地ノ三

<p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 御所市一番地ノ三 御所市長 前川正</p> <p>五 公共施設の種類、位置及び区域 緑地 御所市大字元町五四番地ノ三六</p> <p>~~~~~</p> <p>一 許可番号 平成十六年二月二十三日高土第一五一二〇号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年三月二十三日高土第六〇二二号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年三月二十三日高土第二四九号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 御所市大字元町三九番地ノ一、三九番地ノ七、三九番地ノ八、三九番地ノ一三、四〇番地ノ一〇、四〇番地ノ一一、四〇番地ノ一三、四一番地ノ一五及び一五三番地ノ二</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 御所市一番地ノ三 御所市長 前川正</p> <p>五 公共施設の種類、位置及び区域 道路 御所市大字元町三九番地ノ一及び三九番地ノ一三 水路 御所市大字元町四〇番地ノ一〇、四〇番地ノ一一、四〇番地ノ一三及び四一 番地ノ一五</p> <p>~~~~~</p> <p>一 許可番号 平成十六年三月四日高土第一五一二二二号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年三月二十三日高土第六〇三三三号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 御所市大字元町六〇番地ノ七及び六〇番地ノ八</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>	<p>御所市一番地ノ三 御所市長 前川正</p> <p>~~~~~</p> <p>一 許可番号 平成十六年三月四日高土第一五一二二二号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年三月二十三日高土第六〇四四号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 御所市大字元町二八九番地ノ二</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 御所市一番地ノ三 御所市長 前川正</p>
<p>物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。 平成16年4月30日</p> <p>奈良県知事 柿 本 善 也</p> <p>1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量 奈良県情報システム課用電子計算機器等の借入れ 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地 奈良県総務部情報システム課 奈良市登大路町30番地</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号</p> <p>5 随意契約に係る契約金額 71,794,800円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 随意契約による。</p> <p>7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令</p>	

第372号) 第10条第1項第2号該当

公安委員会規則

奈良県道路法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月30日

奈良県公安委員会

委員長 永田正利

奈良県公安委員会規則第5号

奈良県道路法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路法施行細則(昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表の3一般国道の表を次のように改める。

路線名	区間
一般国道24号	1 奈良市歌姫町北原(京都府境)から奈良県五條市三在町343番先まで 2 奈良県磯城郡田原本町大字十六面字平塚171番1先から奈良県橿原市新堂町52番1先まで
一般国道25号	1 奈良県天理市布留町92番4先から奈良県天理市嘉幡町684番1先まで 2 奈良県大和郡山市横田町80番先から奈良県北葛城郡王寺町本町一丁目86番1先まで
一般国道165号	1 奈良県香芝市下田西二丁目278番1先から奈良県大和高田市大字今里10番6先まで 2 奈良県大和高田市大字曾大根字西蔵司68番1先から奈良県桜井市大字阿部425番1先まで

一般国道168号	奈良県香芝市下田西二丁目346番3先から奈良県北葛城郡王寺町本町一丁目87番6先まで
一般国道169号	1 奈良市登大路町50番先から奈良県桜井市大字阿部426番1先まで 2 奈良県橿原市小房町30番24先から奈良県吉野郡大淀町大字土田187番先まで
一般国道309号	奈良県吉野郡大淀町大字下湖479番1先から奈良県御所市大字室121番2先まで
一般国道369号	奈良市二条大路南一丁目124番1先から奈良市登大路町65番先まで
一般国道370号	奈良県五條市三在町340番1先から奈良県吉野郡大淀町大字土田2837番先まで

別表の3一般国道の表の次に次のように加える。

4 県道

路線名	区間
県道大阪生駒線	奈良県生駒市南田原町(大阪府境)から奈良県生駒市辻町47番8先まで
県道橿原高取線	奈良県橿原市新堂町38番1先から奈良県橿原市一町35番4先まで
県道香芝インター線	奈良県香芝市今泉409番4先から奈良県香芝市上中76

	番4先まで
県道木津横田線	奈良市油阪町1番27先から奈良県大和郡山市菟志院町2番25番3先まで
県道五條高取線	奈良県五條市住川町888番9先から奈良県五條市住川町890番1先まで
県道桜井田原本王寺線	奈良県磯城郡田原本町大字千代380番1先から奈良県北葛城郡広陵町大字寺戸283番1先まで
県道天理環状線	奈良県天理市布留町92番4先から奈良県天理市岩屋町1582番先まで
県道奈良生駒線	奈良市三条大路二丁目543番3先から奈良県生駒市辻町47番8先まで
県道大和高田斑鳩線	奈良県大和高田市片塩町825番1先から奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南二丁目649番5先まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。